

# 生ごみ処理機購入費補助金

## 生ごみ減量化処理機(イメージ図)



### 1. 補助対象機器は、次に掲げる容器及び機器です。

- (1) 生ごみ堆肥化容器(コンポストなど)
- (2) 密閉式(ぼかし)容器
- (3) ダンボールコンポスト
- (4) 電動(手動)式生ごみ処理機

### 2. 補助金の交付対象者は、次の要件を備えた方です。

- (1) 市内に住所を有して居住していること。
- (2) 本人又は同一世帯に属する者が補助金の交付を受けていない、または、世帯の上限額に達していないこと。

### 3. 補助金額は次のとおりです。なお、補助総額が予算額に達し次第、受付を終了します。

#### ★購入代金の3分の2以内(100円未満切捨て。1世帯4万円上限。)

#### (注意1)

新品、未使用品及び既製品でない機器・オークションや個人間で売買された機器は補助対象になりません。送料、こん包代も補助対象になりません。

#### (注意2)

クーポン、ポイント及びその他の割引が適用された場合は、その割引相当額を除いた価格が補助対象経費となります。

### 4. 補助金の交付を受ける方は、次の書類を添えて、生活環境課または各総合支所に提出してください。

- (1) 補助金申請書兼実績報告書
- (2) 領収書の写し及びその内訳がわかる書類(レシートのみは不可)
- (3) 振込先の金融機関の通帳の写し

### 5. 補助を受けた機器を他人に譲渡、貸与してはいけません。判明した場合、交付した補助金を返還していただきます。